

岐阜県立加納高等学校 非常変災時の対応について

1 令和8年度からの本校の非常変災時の対応

令和8年出水期(5月下旬)より、非常変災時の対応を以下の通りとします。

長良川中流又は木曽川中流に河川氾濫警報(レベル3以上)が発表された場合

【本校は、長良川中流及び木曽川中流の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に該当しています】

- ⇒ 全ての生徒は、登校前であれば、自宅や安全を確保できる場所での待機
在校中は学校待機となります。

河川氾濫警報以外の(大雨、土砂災害、暴風、暴風雪、大雪)警報(レベル3以上)が発表された場合

- ⇒ 学校が所在する市町村や居住している市町村での警報(レベル3以上)発表に応じて、自宅待機等の対応をとります。
- ⇒ 自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応を行います。

【参考資料 気象警報について】

災害名 レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル5	氾濫特別警報	大雨特別警報	土砂災害特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >				
警戒レベル4	氾濫危険警報	大雨危険警報	土砂災害危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3	氾濫警報	大雨警報	土砂災害警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	氾濫注意報	大雨注意報	土砂災害注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報			災害への心構えを高める

2 気象警報への対応

(1) 登校前に警報発表

① 午前6時以前に警報発表

⇒ 以下に従い、自宅又は指定緊急避難所等の安全を確保できる場所で待機

気象警報	発表河川・市町村	対象生徒
河川氾濫警報	長良川中流・木曽川中流	全ての生徒
河川氾濫警報	長良川中流・木曽川中流 以外の洪水予報河川	警報が発表されている洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に居住する生徒
大雨、土砂災害、暴風、 暴風雪、大雪の警報	岐阜市	全ての生徒
	岐阜市以外の市町村	警報が発表されている市町村に居住する生徒

※居住地に警報が発表されていなくても、登校に危険が生じる可能性がある時は、安全な場所で待機をしてください。

② 午前11時までに警報解除

⇒ 2時間後を目安に授業を開始。詳細は「すぐーる」等で連絡をします。

※警報が継続している地域や交通機関の不通や登校に危険が伴う場合を除く。

③ 午前11時以降に警報解除

⇒ 臨時休業

(2) 午前6時以降(登下校中)に警報発表

学校又は自宅、避難所等いずれか近い場所に避難

学校到着後に警報発表の場合は警報解除まで学校待機

(3) 在校中に警報発表

学校待機の後、保護者引渡し(状況により、授業を中止して下校を行うこともあります)

自宅への到着確認を「すぐーる」等で実施

3 河川氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）を含む市町村

- ・ **大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪は、従来通り、市町村単位での発表となります。**

新たな気象警報の運用に伴い、

- ・ **河川氾濫については、河川（洪水予報河川）ごとの発表となります。**
- ・ 学校や自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に含まれる場合は、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへの避難となります。
- ・ 洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）については、

【資料1】洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について

を参考にして、各ご家庭にて、必ず確認を行ってください。

※ 現在、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進されます。各市町村のハザードマップ、気象庁のホームページなどで適宜最新の情報をご確認ください。

【資料2】洪水予報河川の氾濫により浸水が想定される地区のハザードマップ

4 地震発生時の対応

(1) 震度5弱以上の地震発生時

① 登校前に発生

⇒ 自宅待機

② 登下校中に発生

- ⇒ ・広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等に移動
- ・授業の開始等については、学校よりメール等で連絡をします。
- ・自宅が被災した、交通機関の不通、通学路が危険である場合は、登校には及びません。

③ 在校中に発生

- ⇒ ・学校待機の後、保護者への引渡し
- ・引渡しについては、すぐ等で連絡をします。また、自宅への到着確認を実施します。
- ・保護者と連絡が取れない、日没までの帰宅が困難な生徒は、学校待機を継続します。
- ・震度4以下であっても、状況によっては、臨時休業や授業打ち切り、保護者引き渡しなどを実施することがあります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none">・休業を原則とします。・休業及び休業期間は、教育長が決定します。・休業期間経過後は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。 <p>・次のa～cに該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とします。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定します。</p> <ul style="list-style-type: none">a 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する児童生徒b 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる児童生徒c 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する児童生徒
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none">・日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震に注意した行動をとり、通常の授業を行うことを原則とします。